

第三十一号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和二十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の五」を「百分の八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける行政財産の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。